

いじめ事案対応における

警察活動について

北海道警察

旭川方面本部生活安全課



警察のいじめ問題への基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、いじめを受けていた児童生徒や保護者の意向、学校の対応状況を踏まえながら、警察として必要な措置を講じる。

警察が対応するいじめ事案

- ① 重大ないじめ事案
- ② 児童ポルノなど性的画像の拡散事案
- ③ 被害児童生徒又は保護者が、犯罪行為として取り扱うことを求める事案
- ④ その他のいじめ事案（被害児童生徒及び保護者が犯罪行為としての対応を求めないもの若しくは事件性がないもの）

※①～③に該当する事案は、学校は速やかに警察と連携して対応してください

④に該当する事案は、必要に応じて警察に相談・通報を行ってください

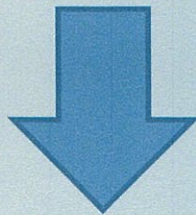
①重大ないじめ事案

①重大ないじめ事案

被害児童生徒の生命、心身又は財産に重大な損害が生じている又はその疑いがある事案、これに発展するおそれが高い事案

具体例

- ・加害行為により重傷を負った場合、重篤な状態となった場合
 - ・強盗や不同意性交、不同意わいせつ等の重大事件の被害に遭った場合
 - ・自殺又は自殺未遂をするなど心身に重大な被害を受けた場合
- など



被害の更なる深刻化を防止

- 迅速に捜査に着手、積極的に検挙・補導の措置
- 学校等に被害児童生徒の保護のために必要な措置を要請

②児童ポルノなど性的画像の拡散事案

②児童ポルノなど性的画像の拡散事案

性的画像の拡散など、インターネットを利用した犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案

特徴

拡散しやすい、匿名性が高く関係者の特定が困難、複数の学校の児童生徒が関与、加害児童生徒が所持する画像データの取扱いについての問題



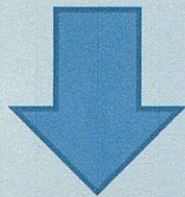
被害の拡大防止が極めて重要

- 一刻も早く学校と警察が連携する必要がある
- 画像、送受信履歴の有無が捜査に大きな影響があるため、削除前に警察への連絡を
- 拡散事実が確認できなくても、性的画像に関する事案は積極的に相談を

③被害生徒又は保護者が犯罪行為として取り扱うことを求める事案

③被害生徒又は保護者が犯罪行為として取り扱うことを求める事案

重大ないじめ事案には該当しなくても
被害児童生徒やその保護者の加害児童生徒への処罰感情が
強く、警察に対して事件として対応することを希望する場合



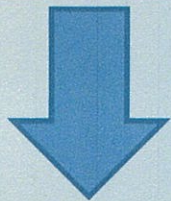
犯罪性があれば、被害の届出を受理

- その内容が、「明白な虚偽」や「著しく合理性を欠く」場合を除き、被害の届出を受理して捜査を開始する
- 学校と緊密に連携して捜査・調査を推進

④その他のいじめ事案

④その他のいじめ事案

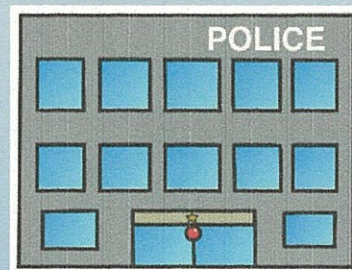
重大ないじめ事案に該当せず（発展するおそれが高くはない）、被害児童生徒とその保護者が警察に犯罪行為としての取扱いを求めない場合、犯罪性がない場合



被害児童生徒や学校の意向に応じた対応

- 教育現場における指導により解決されるよう、その対応を尊重、指導助言等
- 必要に応じて、加害児童生徒への注意・説諭や、学校での非行防止教室を実施

【参考】触法少年の処遇



警察

刑罰法令に触れる行為を行った14歳未満の少年(触法少年)に対しては、**質問や各種調査**を行って、どのような非行があったのかを明らかにします。

少年に対する質問や各種調査を行い、少年の行為のほか、交友関係、保護者の監護能力等の少年の要保護性を明らかにして児童相談所に送致・通告します。



～ 児童相談所 ～

- 児童福祉法上の措置を執って事件を終わらせることもあります。
- 家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、家庭裁判所に事件を送致します。

学校と警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に的確に対応するためには、日頃から警察と学校等が緊密に連携することが重要です。

次の点に留意し、適切に連携してください。

①学校警察連絡協議会の活用

学校警察連絡協議会を活用して、日頃から警察と情報共有できる関係性の構築をお願いします。

※開催が難しい場合は、地域の実情に応じて警察官が学校を訪問する機会などに意見交換等の場を設けるなどしてください。

②積極的な一報を

相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合には、積極的に一報をしていただくようお願いします。

③サポートシステムの活用

警察と各教育委員会が締結している「子供の健全育成サポートシステム」を適切に運用して連絡をお願いします。

④保護者への周知を

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、警察へ相談・通報することを、あらかじめ保護者等に周知するようお願いします。

少年サポートセンター

少年サポートセンターは、北海道警察の機関で、警察官、少年育成専門官、心理専門官、スクールサポーターが配置されています。

公認心理師、臨床心理士の資格をもつ職員もあり、専門知識や経験を活かして、少年の非行防止や健全育成を図るための様々な活動を行っています。

継続補導・立ち直り支援活動

少年の非行を防止するため、必要と認められる場合には、保護者等と協力し、少年に対して継続的な指導、助言等を行っています。

また、再び非行に走る可能性がある少年及び保護者に連絡し、体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行う立ち直り支援活動を推進しています。

被害少年への支援

性犯罪やいじめ等の被害を受けた少年に対して、支援活動を行っています。

専門的な知識を有する職員が、精神的ダメージの回復やその軽減に向けて、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援活動を行っています。

非行防止教室

少年サポートセンターの職員が、非行防止教室の一環として、「自分の大切さを実感させる教室」を行っています。

実際の事例を通して、その背景、少年や保護者の思いを心に訴えかけ、少年の自尊感情を高めることにより、非行や犯罪被害の未然防止を図っています。

※小学校高学年から高校までが対象

少年相談

少年や保護者からの家庭・学校・交友関係等に関する問題、犯罪被害等の悩みや困りごとについての相談を受け、専門的な知識を有する職員が必要な助言・指導等を行っています。

フリーダイヤルの相談電話も設置しています。

相談専門電話（少年相談110番）

0120-677-110

街頭補導

少年の非行を防止するには、飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為や問題行動を発見した段階で、適切な指導・助言を行うことが重要です。特に、繁華街や公園等の少年のたまり場となりやすい場所の巡回、祭典時の巡回を行っています。

少年の居場所づくり

少年の規範意識や他人を思いやる心を醸成するために下記のような活動を行っています。

- ・社会参加活動
- ・ボランティア体験
- ・農業体験
- ・学習支援
- ・就労支援
- など…